

旧警戒区域（双葉町）から避難した申立人らについて、事故時80歳台半ばで、脳梗塞の既往症があり、寝たきり（要介護4）の父が避難中の平成23年3月末に死亡したことに伴う死亡慰謝料等につき、死亡の結果と原発事故との因果関係を認め、事故の寄与度を5割と認定した上で賠償が認められた事例。

## 和 解（一部）契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、（以下、申立人ら4名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり部分的に和解する。

### 第1 和解の範囲

- 1 申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①交通費増加費

- ②精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。

期 間 ① 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

② 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

- 2 申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①避難交通費

②避難謝礼費

③一時立入交通費

- ④精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。

期 間 ①及び③ 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月

31日

④ 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月  
31日

3 申立人X3と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①避難交通費  
②一時立入交通費  
③営業損害  
④精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。

期 間 ①乃至③ 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月  
31日

④ 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月  
31日

4 申立人X4と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①避難交通費  
②一時立入交通費  
③就労不能損害  
④精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。

期 間 ①及び② 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月  
31日

③ 自 平成23年3月11日 至 平成24年2月  
29日

④ 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月  
31日

## 第2 和解金額

### 1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1項の1記載の損害項目及び期間についての和解金として、200万8000円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①交通費増加分	38万8000円
②精神的損害	162万0000円

### 2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1項の2記載の損害項目及び期間についての和解金として、169万0000円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①避難交通費	2万0000円
②避難謝礼費	5万0000円
③一時立入交通費	2万0000円
④精神的損害	160万0000円

### 3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、第1項の3記載の損害項目及び期間についての和解金として、173万4467円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①避難交通費	2万0000円
②一時立入交通費	2万0000円
③営業損害	9万4467円
④精神的損害	160万0000円

### 4 申立人X4について

被申立人は、申立人X4に対し、第1項の4記載の損害項目及び期間についての和解金として、282万6400円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①避難交通費	3万0000円
②一時立入交通費	1万0000円
③就労不能損害	118万6400円
④精神的損害	160万0000円

## 第3 支払方法

(省略)

## 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の内、申立人X1については②の損害項目以外の①の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。以下同じ）、申立人X2、申立人X3及び申立人X4については④の損害項目以外の①乃至③の損害項目について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月28日

(仲介委員長 堀井敬一、仲介委員 桑野雄一郎、同 本山正人)

旧警戒区域（双葉町）から避難した申立人らについて、事故時80歳台半ばで、脳梗塞の既往症があり、寝たきり（要介護4）の父が避難中の平成23年3月末に死亡したことに伴う死亡慰謝料等につき、死亡の結果と原発事故との因果関係を認め、事故の寄与度を5割と認定した上で賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年3月〇日に死亡し、申立人X1、同X2及び同X6が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人X1、同X2及び同X6が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |     |      |                                  |
|-----|------|----------------------------------|
| (1) | 損害項目 | 避難費用（交通費）（申立人X1の分）               |
|     | 期間   | 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで          |
| (2) | 損害項目 | 避難費用（交通費）（申立人X5の分）               |
|     | 期間   | 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで          |
| (3) | 損害項目 | 避難費用（交通費増加）（申立人X3の分）             |
|     | 期間   | 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで          |
| (4) | 損害項目 | 避難費用（交通費増加）（申立人X4の分）             |
|     | 期間   | 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで          |
| (5) | 損害項目 | 避難費用（交通費増加）（申立人X5の分）             |
|     | 期間   | 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで          |
| (6) | 損害項目 | 避難費用（交通費）（被相続人の分）                |
| (7) | 損害項目 | 避難費用（食費増加）（申立人X1、同X2、同X3及び同X4の分） |
|     | 期間   | 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで          |
| (8) | 損害項目 | 避難費用（生活費増加）（申立人X1の分）             |
|     | 期間   | 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで          |

- (9) 損害項目 避難費用（生活費増加）（申立人X3の分）  
 期間 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで
- (10) 損害項目 一時立入費用（交通費）（申立人X1の分）  
 期間 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで
- (11) 損害項目 被相続人の死亡に伴う死亡慰謝料（近親者の慰謝料請求権を含む。）
- (12) 損害項目 被相続人の死亡に伴う逸失利益
- (13) 損害項目 被相続人の死亡に伴う遺骨預かり料・戒名代・読経謝礼・布施料
- (14) 損害項目 家財
- (15) 損害項目 生命身体（文書料）（被相続人の分）
- (16) 損害項目 生命身体（入通院慰謝料）（被相続人の分）
- (17) 損害項目 精神的損害（避難慰謝料）（申立人X1、同X2、同X3及び同X4の分）  
 期間 平成23年3月11日から平成24年5月末日まで
- (18) 損害項目 精神的損害（避難慰謝料）（申立人X5の分）  
 期間 平成23年3月11日から平成24年3月末日まで
- (19) 損害項目 精神的損害（避難慰謝料）（被相続人の分）
- (20) 弁護士費用

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の各損害項目及び各期間についての和解金として、金2151万6973円の支払義務のあることを認める。

(内訳)

- (1) 前項(1)につき、金1万円
- (2) 前項(2)につき、金5000円
- (3) 前項(3)につき、金10万9736円
- (4) 前項(4)につき、金5万円
- (5) 前項(5)につき、金2万2700円
- (6) 前項(6)につき、金5000円
- (7) 前項(7)につき、金5万円
- (8) 前項(8)につき、金69万円
- (9) 前項(9)につき、金10万9267円
- (10) 前項(10)につき、金13万6000円
- (11) 前項(11)につき、金700万円
- (12) 前項(12)につき、金247万5713円
- (13) 前項(13)につき、金18万円
- (14) 前項(14)につき、金775万円
- (15) 前項(15)につき、金6300円
- (16) 前項(16)につき、金35万円
- (17) 前項(17)につき、金150万円

- (18) 前項(18)につき、金10万円
- (19) 前項(19)につき、金10万円
- (20) 前項(20)につき、金86万7257円

#### 第4 支払方法 (省略)

#### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項に記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。ただし、第2項(11)、同(12)、同(13)、同(14)、同(16)、同(17)、同(18)、同(19)に記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人ら被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

#### 第6 家財に関する本賠償の取下げ

申立人らは、本和解成立後、被申立人に対する家財に関する本賠償を直ちに取り下げる。

#### 第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成25年7月11日

(仲介委員長 堀井敬一、仲介委員 桑野雄一郎、同 本山正人)